

## 別紙9 解体設計業務提出図書一覧

事業者は、解体設計業務完了時において、以下に示す書類を市に提出すること。なお、不必要と考えられるものについては、市との協議の上除くことができる。

### 1. 図面

#### 1-1 共通

- ・ 表紙
- ・ 目次
- ・ 案内図
- ・ 解体特記仕様書

#### 1-2 総合（意匠）

- ・ 建築概要書
- ・ 仕上表
- ・ 配置図
- ・ 平面図（各階）
- ・ 断面図
- ・ 立面図
- ・ 矩計図
- ・ 天井伏図（各階）
- ・ 平面詳細図
- ・ 建具表

#### 1-3 建築（構造）

- ・ 構造仕様書
- ・ 構造伏図（各階）
- ・ 軸組図
- ・ 部材断面表
- ・ 構造部分詳細図

#### 1-4 電気設備

- ・ 仕様書
- ・ 幹線設備図
- ・ 動力設備図
- ・ 電灯コンセント設備平面図（各階）
- ・ 非常放送設備図
- ・ 電話テレビ共聴設備図
- ・ 自動火災報知設備図
- ・ 照明設備図

### 1-5 機械設備

- ・ 仕様書
- ・ 給排水衛生設備配管系統図
- ・ 給排水衛生設備配管平面図（各階）
- ・ 排水処理設備図
- ・ ガス設備図
- ・ 屋外平面図
- ・ 空調換気仕様書
- ・ 換気設備系統図
- ・ 換気設備平面図（各階）
- ・ 空調設備図

## 2. 資料

- ・ 内訳書（金入）
- ・ 内訳書（金抜）
- ・ 参考見積を徴収した場合は参考見積書（PDF データ及び印刷物）
- ・ その他必要な資料

事業者は、上記の書類を提出する際に、以下の事項に留意すること。

- ・ 提出時の体裁、部数等は、別途、市の指示するところによる。
- ・ 全ての提出資料について、デジタルデータを提出すること。保存形式は、Word、Excel 等の作成形式及び PDF を提出すること。なお、図面については、PDF、DXF 及び JWW のすべての形式で提出すること。